

令和7年10月28日開会

民 生 環 境
常 任 委 員 会 会 議 録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

民生環境常任委員会会議録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和7年10月28日（火）  
午後2時  
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 委員長の互選
- 3 副委員長の互選
- 4 所管事務調査  
(1) 桜の苑指定管理者候補者選定委員会からの答申結果について  
(2) 鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会の答申結果について
- 5 閉 会

~~~~~

出席者（8名）

委員長	土 光 均	臨時委員長	勝 部 俊 徳
		副委員長	
委 員	奥 岩 浩 基	委 員	今 城 雅 子
委 員	渡 辺 穰 爾	委 員	森 岡 俊 夫
委 員	景 山 浩	委 員	山 本 芳 昭

~~~~~

## 欠 席 者（0名）

~~~~~

説明のため出席した者

事務局長	深田 龍	事務局施設管理課長	本池 将
事務局総務課長	米田 克宏	事務局施設管理課施設長（米子浄化場）兼浄化場維持担当課長補佐	小林 祥弘
事務局施設管理課ごみ処理施設維持担当課長補佐	安田 憲	事務局総務課企画情報担当課長補佐	安田 香織

~~~~~

## 議会担当職員

書記長 瀬尻かおり 書記 伏野 哲彦

~~~~~

1 開 会

(午後2時00分)

○**勝部臨時委員長** それでは、これより民生環境常任委員会を開会いたします。
本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。
本日の委員会は、委員任期満了後、初めての開催のため、委員長が空席でございます。このため、組合議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員長が互選される間、年長委員でございます私が臨時委員長を務めさせていただきます。議事進行につきまして、よろしくお願ひ申し上げます。

~~~~~

## 2 委員長の互選

○**勝部臨時委員長** それでは、早速でございますが、日程2、委員長の互選に入りたいと思います。

まず、委員長の互選につきまして、担当から説明をお願い申し上げます。

瀬尻書記長。

○**瀬尻書記長** 組合議会委員会条例第7条第2項によりますと、委員長は委員会において互選すると規定されておりまして、過去の例で申し上げますと、委員長はこれまで、米子市議会選出の委員が務めてきておられます。

以上でございます。

○**勝部臨時委員長** ただいま、瀬尻書記長から、委員長は米子市議会選出の委員が務めてこられた経緯があるとの御報告がございました。引き続き、米子市議会選出の委員を御推選いただくということで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**勝部臨時委員長** 御異議なしと認めます。よって、どなたか委員長を御推選いただきますようお願い申し上げます。

奥岩委員。

○**奥岩委員** 土光委員を推選させていただきます。

○**勝部臨時委員長** ただいま、委員長に土光委員を推選する旨の御発声がございました。これにより、土光委員を委員長の当選人とすることに御異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**勝部臨時委員長** 御異議なしと認め、土光委員を委員長の当選人とすることに決定いたしました。

委員長が決定いたしましたので、進行を委員長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

それでは土光委員長、委員長席へお願いいたします。

〔臨時委員長と委員長の席交代〕

○**土光委員長** それでは、まず御挨拶を申し上げます。ただいま、委員長を拝命いたしました土光均です。よろしくお願いいたします。

委員長として圏域住民の負託に応えられるよう、公平公正を期し、委員の皆様  
の自由闊達な意見をいただきながら、活発な議論、熟議ができるよう委員会運営  
に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

~~~~~

3 副委員長の互選

○**土光委員長** それでは、日程3、副委員長の互選を行います。

まず、副委員長の互選について、担当から説明をお願いいたします。

瀬尻書記長。

○**瀬尻書記長** 過去の例で申し上げますと、副委員長は、町村議会選出の委員が務めてきておられます。

以上でございます。

○**土光委員長** ただいま、担当から、副委員長は町村議会選出の委員が務めてこられた経緯があるとの報告がありました。引き続き、町村議会選出の委員を御推選いただくということで、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**土光委員長** 御異議がないようですので、どなたか副委員長を御推選いただきたいと思えます。

景山委員。

○**景山委員** 勝部委員を推選いたします。

○**土光委員長** ただいま、勝部委員を副委員長にという推選がございましたが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**土光委員長** 御異議がないようですので、勝部委員を副委員長の当選人とすることに決しました。

勝部副委員長、御挨拶をお願いいたします。

○**勝部副委員長** 自席で失礼します。ただいま、副委員長に御推選を賜りました勝部でございます。改めまして、皆様方のお力となるように副委員長の命を受けてしっかりと頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

#### 4 所管事務調査

○**土光委員長** 続きまして、日程4、所管事務調査に入ります。

本日の調査事項は2件です。これらについて、当局より、順次報告を受けたいと思います。

初めに、(1)桜の苑指定管理者候補者選定委員会からの答申結果についてを調査事項といたします。

当局より説明を求めます。

本池事務局施設管理課長。

○**本池事務局施設管理課長** それでは、桜の苑指定管理者候補者選定委員会からの答申結果についてを説明させていただきます。資料につきましては、資料1、それから資料1別紙、それから指定管理者候補者選定結果一覧表、最後に席上配付させていただきました桜の苑の指定管理者を選定するための評価基準というところで4枚を用いて説明させていただきます。

この桜の苑指定管理者候補者選定委員会からの答申結果につきまして、桜の苑は、令和3年4月から指定管理者制度を導入いたしまして管理を行っているところでございます。現在の指定期間が今年度末で終了するということから、次期の指定管理者候補者の選定事務を行いまして、9月29日に桜の苑指定管理者候補者選定委員会から答申を受けましたので、その結果について報告させていただくものでございます。

まず1番目の選定スケジュールでございますが、6月30日の告示から始めまして、2回の選定委員会を経て第2回の選定委員会で答申をいただいたところでございます。このうち11月10日の正副管理者会議では、指定管理者候補者の決定をした後に、11月27日の本組合議会定例会に指定の議案の上程を予定させていただいております。この議決をいただいた後は協定書などの締結を行いますが、今回は現行の指定管理者が最終候補者と選定されておりますので、事務の引継ぎは発生しないものでございます。また、来年4月からは新たに管理運営を行っていただく予定でございます。

続きまして2番目の応募者の状況でございます。こちらは応募順に記載しておりますが、まず申請者のさくらのその齋苑管理グループでございますが、こちらは代表企業といたしまして三重県四日市市にありますサービス業に分類される事業組合でございまして、全国で60施設の齋場管理を受託されておられます。ま

た、その他にも有料道路の料金徴収ですとか、道路の維持管理などを受託されていらっしゃる組合でございます。この構成企業につきましては、米子市にある建物総合管理業を営む企業でございます。続きまして、次の申請者でございます。東亜・宮本グループでございますが、代表企業といたしまして、こちらも米子市にあります建物総合管理業を営む企業でございます。また構成企業につきましては、本社が富山県にございます熱処理などの工業炉、それから火葬炉の製造メーカーでございます、全国で238斎場の管理を受託されている企業でございます。こちらのグループからの応募があった状況でございます。

3番目の選定委員会の開催状況は記載のとおりでございます、第1回目では、申請者によりまして提案説明と質疑応答により各委員の皆様方に評定を行っていただいている流れでございます。

4番目の答申の結果につきましては記載のとおりでございます。詳細の内容につきましては、資料1別紙を御覧ください。答申書でございます。こちらの答申書の2の調査審議の方法、こちらの中の3行目辺りに書いてございますが、法人などが提出した事業計画書により提案説明を受けた後、指定管理者候補者選定基準の評定票に沿った各委員の評定を基に、選定委員会で協議の上、最終評定を行い、一つの評定表にまとめ、順位を決定していただいているものでございます。

続きまして、3枚目の資料でございます。指定管理者候補者の選定結果一覧表でございます。こちらの資料には最終評定として記載しているものでございまして、委員会での具体的な評定をお伺いしておりますので、それぞれの概要について説明をさせていただきます。

まず全体的にいずれの法人としても事前申請者としても、選定基準を満たした提案でございましたけども、この選定基準の真ん中に記載しております3の経費の削減の項目では、指定管理料として組合の提案上限額からの節減効果ですとか、経費削減の項目の具体性などから第2順位者がより優位性があったものと伺ってございます。

また、その隣の4番目でございますが施設管理の安定性の項目では、第2順位者の構成企業が前期赤字決算となっていた点ですとか、第1順位者が全国でより多くの管理実績と安定した経営状況でありましたことから、第1順位者がより安定した能力の発揮が期待できるものであったということでこの評定となっております。

また5番目の圏域内企業及び地域住民の優先雇用の項目につきましては、地元雇用率の実績の面で第2順位者は100%達成に7年を有して、全国的な施設で25%から80%止まりの施設もある一方で、第1順位者のほうは当初から地元雇用率100%を達している点などが評定いただきまして、僅差でありますけども評定の差となったとお伺いしているところでございます。

最後に席上配付させていただいた資料につきましては、評価基準の一覧でござい

ます。こちらは評定の大項目5項目に対しまして、それぞれの小項目、両括弧で記載してございます小項目を、それぞれを5段階評価といたしまして各委員に評定をいただいております。評定に当たっての指定管理者募集要項ですとか業務仕様書の基準を満たすものであれば標準ということで、5段階の真ん中の評定を基準といたしまして、それぞれ申請者の提案内容によって優劣をつけていただくこととしております。また、特に5番目の項目でございますが、圏域内企業、それから地域住民への配慮の辺りを重点におきまして、他の項目の配点よりも高く設定しているものでございます。11月27日の組合議会定例会におきましては、指定議案の審議の際には、決定した候補者の詳細な評定も御確認いただけるよう評定票も資料として添付させていただく考えでございます。

説明は以上でございます。

**○土光委員長** 当局の説明が終わりました。委員の皆さんの質疑、御意見等をお願いいたします。ありませんでしょうか。

渡辺委員。

**○渡辺委員** 何点か教えていただきたいんですけど、さくらのその斎苑管理グループというのが、これまで指定管理をされていたところですか。

**○土光委員長** 本池事務局施設管理課長。

**○本池事務局施設管理課長** 大変失礼いたしました。説明が不足しておりました。

今、現行で桜の苑の指定管理いただいているグループは、この応募状況の第1順位になりました東亜・宮本グループが実際、管理運営を行っていただいている企業でございます。

**○土光委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** ということは、確認ですけど、これまでの方が引き続きされるっていうことでいいですね。

**○土光委員長** 本池事務局施設管理課長。

**○本池事務局施設管理課長** はい、そのとおりでございます。

**○土光委員長** ほかにありませんでしょうか。

景山委員。

**○景山委員** 点数の経費比較のところですか。第1順位のところは5,920万円で第2順位が5,430万5,000円ということで、約500万円ほど。ほぼ1割ということで結構大きい差になっているんですが、この見積もりというか、計算書を見られて、どういった内容だったのかを教えてくださいましてはかまいません。

**○土光委員長** 本池事務局施設管理課長。

**○本池事務局施設管理課長** この経費の差でございますが、一番大きな部分でございますと、桜の苑で従事していただく従業員の方の人件費というところが、この2社でこの差となって現れたものでございます。人件費として当然ながら経費

削減が見込めるといところで高い点数にはなる一方で、やはりこういった施設の特異性といところから、あまりにも低い人件費でありますと施設管理のモチベーションですとか、そういったところでの懸念があるといことで、この辺りもこの3の項目の中に両方の面で、人件費が適切であるかですとか、経費削減が図れる見込みがあるかといような両方の項目をそれぞれ配点をいただきまして、その中でもやはり一番大きい指定管理者料の金額の設定が妥当かといところで、この第2順位者の方が上回ったといような結論でございます。

**○土光委員長** ほかにありませんでしょうか。ほかにないようですので、次に進ませていただきます。

次に、(2)鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会の答申結果についてを調査事項といたします。

当局より説明を求めます。

本池事務局施設管理課長。

**○本池事務局施設管理課長** それでは引き続きまして、鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会の答申結果について、資料2、それから資料2別紙で説明させていただきます。

本組合使用料等審議会におきまして、火葬場使用料と不燃物処理手数料の料金改定の必要性、改定額についてこの審議会で審議が行われまして、9月24日に、資料2別紙に添付しておりますが、答申書を受けましたので、資料2にその答申の概要について、それと答申内容とそれぞれの料金改定額と算出方法を要約して記載しておりますので、説明させていただきます。

まず、答申内容の部分でございます。火葬場使用料の圏域内大人料金は、現行1万2,000円に対し改定率150%の1万8,000円としまして、他の料金区分につきましても同率で改定することを基本とする。それから不燃物処理手数料につきましても、現行10キロ当たり178円に対し改定率270%の480円といたしますが、激変緩和措置といたしまして、毎年100円ずつ3年間で段階的に引き上げるものを基本としてございます。

次に、答申の内容でございます。こちら1番目に火葬場使用料を記載してございます。(1)の改定額を各区分と圏域内外などに分けまして一覧表としておりますのでございます。それぞれ各区分ごとに150%の改定額としてございます。太枠で囲った部分でございます。それから(2)で適用期間は来年度から3年間としてございます。また、(3)の改定額の算出方法でございますが、こちらにつきましても、基本となります圏域内の大人の火葬に係る管理経費といたしまして、原価を算出いたしまして、火葬業務、火葬事業の必需性ですとか、市場性などを鑑みまして、受益者負担率を50%として、原価の50%を端数処理したもので算出してございます。圏域外居住者の火葬料金につきましても、原価の算出に根拠といところがある不明確なものもありまして、特に前回、平成29年の改定の際

には、圏域内料金の改定額、これが4,000円増額する内容でございましたが、この4,000円をそのまま圏域外料金に加算しておりましたことから、圏域内外の利用者の負担額の不公平感がございましたので、今回は改定率と同額の1.5倍で150%ということで改定することとしてございます。

同じく2番目、不燃物処理手数料を記載してございます。(1)の改定額は記載のとおりでございまして、激変緩和措置として3年間で段階的に引き上げるものとしてございます。続きまして、2ページ目でございます。こちら(2)の適用期間とそれから(3)の改定額の算出方法につきましては、火葬場使用料と同様でございます。(4)の激変緩和措置の実施理由でございすけども、こちらが平成21年から長期間見直しをしていない状況でございましたので、今回大幅な改定となることから、利用者への影響を考慮し、激変緩和措置を設けたものでございます。

3番目に附帯意見をいただいております。(1)でございすけども、今後は3年をめぐりに定期的な見直しを行うこと。それから(2)といたしましては、不燃物処理の受益者負担の在り方につきましては、本組合が策定した適正化方針により、将来的には手数料は受益者負担率100%を目指すように検討すること。これにつきましては、100%とした場合ですね、改定率が現行料金の5倍となること、また中間処理経費、最終処分費も含めた場合、現行料金の8倍超となることなどを御審議いただきまして、利用者への負担も鑑み、原価である中間処理経費50%として答申をいただいているものでございます。また、(3)の改定に当たり利用者への理解のため説明、周知に努めることということで、これにつきましては、利用される圏域住民の方に対しましては、構成市町村の広報誌ですとか組合のウェブサイト、それからリサイクルプラザの窓口においてチラシの配布などを行いまして、周知に努める考えでございます。また、利用される事業者の方に対しましては、議決による改定額の確定前ではございますが、改定の予定といたしまして、リサイクルプラザに持ち込まれる事業者さんへの個別説明を始めているところでございます。

参考といたしまして、1の改定による使用料等収入の見込額を記載してございます。火葬場使用料につきましては、約1,800万円から1,900万円の増額となる見込みでございます。また不燃物処理手数料につきましては、3年後の令和10年度には約1,100万円の増額を見込んでございます。2番目に今後のスケジュールといたしまして、先ほど申しました11月27日の組合議会定例会におきまして、関係条例の一部改正議案を上程させていただきまして、御審議いただきたいと考えております。また、議決後は、既に一部周知を開始しているところもございすけども、周知期間に充てまして、令和8年4月からの改正条例の施行としたい考えでございます。

続きまして、資料2別紙の答申書の内容でございすけども、こちらにつきましては、

各料金の改定の必要性について1ページ目でまとめていただいておりますが、1、火葬場使用料の(3)の理由の部分、アの必要性の一番下の3行目のところでございます。各料金の改定の必要性について、いずれも近年の物価上昇等による施設運営費の上昇が見込まれること、また長期間にわたって見直しがなされず、据え置かれていた現状を踏まえ、見直す必要性があるということ、それから利用者の皆様方に御理解いただけるよう答申の考え方を記載してございます。こちらが5ページ目でございます。5ページ目に1の各施設の現状を記載しておりまして、光熱水費、それから火葬に係る経費や指定管理料を含む施設管理に係る経費などは近年の急激な物価上昇等により増大していることと、不燃物処理に係る委託料を含む処理経費につきましては、ごみ搬入量が減少しても固定費としてもかかるものが多く、近年の物価や労務経費の上昇により増大している現状を説明させていただいた上で、2に書いてございます使用料等に対する考え方にて、適正な負担水準の維持は構成市町村の財政負担の軽減と組合の適切な財政運営の確立につながることから、見直しは不可欠との考え方によりまして各料金の算出に至っているものでございます。

それから7ページ目のところでございますが、ウ①不燃物処理手数料の受益者負担率と②最終処分場経費についての記載をしていただいております。こちらは先ほど説明させていただきましたが、前回の改定時にも最終処分場経費は含めていないことから、除くことが適当という判断をいただいているものでございます。

最後になりますが、9ページ目には委員名簿、それから10ページ目には審議の経過を記載してございます。

なお、この審議会における審議内容につきましては、公開を名目としておりますので、第1回から第4回までの審議会につきましては組合のウェブサイトで公表して、この期間は周知期間に充てているものでございます。

説明は以上でございます。

**○土光委員長** 当局の説明が終わりました。委員の皆さんの質疑、御意見を願います。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 何点か確認させていただきたいんですけど、まずは、今回、段階的に改定されていくことで答申があって、その方向性だと思うんですけど、附帯意見のところでもありました、不燃物処理のところですね。今後は3年をめぐりに使用料等の定期的な見直しを実施することということで、これは3年ごとに毎回こういう見直しを図られるってということなのか、改定の際にその今回出てきた料金が妥当か確認されるのか、こういった形で見直しをされるのでしょうか。

**○土光委員長** 本池事務局施設管理課長。

**○本池事務局施設管理課長** 今後3年に一度、委員がおっしゃられますように、

妥当性ですとか原価の再算定をしながら、適切な金額の設定についてを今後3年に一度、検討させていただく内容でございます。

○土光委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 そうしますと、あくまでもこれ3年間で段階的になっていうことで考えてはられるんですけど、もしかするとこれよりも3年後にまた次の6年後を考えたときに、上がるかもしれないし下がるかもしれないしというような受け止め方でよろしいですかね。

○土光委員長 本池事務局施設管理課長。

○本池事務局施設管理課長 委員がおっしゃるとおり、その会議で審議に当たるまでに、組合の資料といたしまして原価の再算定ですとか、そのあたりも含めて審議いただくような形を考えてございます。

○土光委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 理解いたしました。ありがとうございます。恐らく、しばらくインフレの状況が続くんだろうなと思うんですけど、人件費も高騰は続くんだろうなと思うんですけど、燃料費がもしかすると下がるかもしれないっていうような見通しもあったりしますので、その辺は都度都度3年程度で適当かなと思いますので、見直しいただければなと思います。

もう1点だけ確認させていただきたいです。同じく3番附帯意見の(3)のところ御説明いただいたんですけど、各事業所さんには個別にもう説明し始めておられるということだったんですが、これスケジュール的には、いつ頃までに終わられる予定でしょうか。

○土光委員長 本池事務局施設管理課長。

○本池事務局施設管理課長 この審議会の答申をいただいたのが9月24日でございますので、その次の日の新聞の報道ではこの記事を報道いただいたところでございます。一部事業者さんは御存知のところもありましたが、大多数の事業者さんはあまり御存知なかったところがございますので、この次の正副管理者会議で基本的には公表になる場面ですので、それまでには何とか全事業者さんにはお話をさせていただけたらなと思っておるところでございます。

○土光委員長 ほかにありませんでしょうか。ほかにないようですので、以上で当局からの報告を終わります。

~~~~~

5 閉 会

○土光委員長 これをもちまして、民生環境常任委員会を閉会いたします。

(午後2時32分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生環境常任臨時委員長 勝 部 俊 徳

民生環境常任委員長 土 光 均